

亀山市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第31号

亀山市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(亀山市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 亀山市情報公開条例施行規則(平成17年亀山市規則第8号)の一部を次のように改正する。

「住所

様式第10号中 氏名 印

〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕」

「住所(法人その他の団体は、事務所又は事業所の所在地)

を 氏名(法人その他の団体は、名称及び代表者の氏名)※ に改める。

※本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。」

(亀山市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 亀山市個人情報保護条例施行規則(平成17年亀山市規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「氏名 ㊟ 生年月日 年」

「氏名 生年月日 年

を ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市補助金等交付規則の一部改正)

第 3 条 亀山市補助金等交付規則 (平成 17 年亀山市規則第 32 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号及び様式第 8 号中

「 氏 名 (名称又は代表者名) ㊟」を

「 氏 名 (名称又は代表者名)

に改める。

※本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市会計規則の一部改正)

第 4 条 亀山市会計規則 (平成 17 年亀山市規則第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 118 条第 6 項中「署名を習慣とする外国人」を「債権者 (債権者が法人である場合は、当該法人の代表者)」に改める。

(亀山市公有財産規則の一部改正)

第 5 条 亀山市公有財産規則 (平成 17 年亀山市規則第 38 号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 5 号及び様式第 6 号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

(亀山市総合保健福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 6 条 亀山市総合保健福祉センター条例施行規則 (平成 17 年亀山市規則第 48 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号中「㊟」を削る。

様式第 9 号中「氏 名㊟」を

「氏 名 に改める。

(本人署名によらない場合は、記名押印してください。)」

様式第 10 号中「㊟」を削る。

(亀山市老人福祉関センター条例施行規則の一部改正)

第 7 条 亀山市老人福祉関センター条例施行規則 (平成 17 年亀山市規則第 63 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号及び様式第 7 号中「㊟」

を削る。

様式第 8 号中「㊟」を削り、
「電話() - 」を
「電話() - 」に改める。
(本人署名によらない場合は、記名押印してください。)

(亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正)
第 8 条 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (平成
17 年 亀山市規則第 69 号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号から様式第 4 号までの規定中「氏名 ㊟」を
「氏名
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。
本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 7 号、様式第 9 号及び様式第 10 号中「氏名 ㊟」を
「氏名
に改める。
※本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 11 号から様式第 13 号までの規定及び様式第 15 号中
「氏名 ㊟」を
「氏名
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。
本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 16 号中「氏名 ㊟」を
「氏名
に改める。
※本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 17 号中「氏名 ㊟」を
「氏名
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。
本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 18 号及び様式第 19 号中「氏名 ㊟」を
「氏名
に改める。
※本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。」


(亀山市環境保全条例施行規則の一部改正)
第 9 条 亀山市環境保全条例施行規則 (平成 17 年 亀山市規則第 75
号) の一部を次のように改正する。

様式第1号中「住所」の次に「又は所在地」を、「氏名」の次に「又は名称」を加え、「㊟」を削る。

様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「住所」の次に「又は所在地」を、「氏名」の次に「又は名称」を加え、「㊟」及び「
〔 法人にあっては、事務所
又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名 〕」を削る。

(亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)
第10条 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年亀山市規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」及び「(必ず押印してください。)」を削る。

様式第9号及び様式第10号中「㊟」を削る。

(亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)
第11条 亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年亀山市規則第79号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(亀山市住居表示に関する条例施行規則の一部改正)
第12条 亀山市住居表示に関する条例施行規則(平成17年亀山市規則第81号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定及び様式第10号中「㊟」を削る。

(亀山市文化会館条例施行規則の一部改正)
第13条 亀山市文化会館条例施行規則(平成17年亀山市規則第82号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中「電話番号 () _____」を

「電話番号 () -

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市中央コミュニティセンター条例施行規則の一部改正）

第14条 亀山市中央コミュニティセンター条例施行規則（平成17年亀山市規則第83号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第7号及び様式第8号中「㊤」を削る。

様式第9号中「電話番号 () -」を
「電話番号 () -

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則の一部改正）

第15条 亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則（平成17年亀山市規則第85号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊤」を削る。

様式第8号中「㊤」を削り、

「電話番号」を

「電話番号」

に改める。

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市石水溪キャンプ場施設条例施行規則の一部改正）

第16条 亀山市石水溪キャンプ場施設条例施行規則（平成17年亀山市規則第87号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第8号中「㊤」を削る。

（亀山市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正）

第17条 亀山市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成17年亀山市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

排水設備工事承認申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市農業集落排水処理施設条例第7条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所			
使用者			
使用人員等	使用者人員(世帯員) 人	家屋所有区分	持家 借家
	使用水	水道水 井戸水 その他()	
工事種別	新設 増設 改造		
工事施行業者(※)	住所 氏名	TEL	
工事予定工期	着工 年 月 日	完了	年 月 日
土地所有者承諾(※)	住所 氏名		
家屋所有者承諾(※)	住所 氏名		
添付書類	位置図 平面図 縦断図 構造図 その他		

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第3号及び様式第5号中「住所」を「住所（所在地）」に、
「 氏名 ㊟」を

「 氏名（名称及び代表者名）」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

「新使用者 住所

氏名 ㊟

様式第6号中

を

旧使用者 住所

氏名 ㊟」

「新使用者 住所（所在地）」

氏名（名称及び代表者名）」

旧使用者 住所（所在地）」

に改める。

氏名（名称及び代表者名）」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第7号、様式第9号及び様式第11号中「住所」を「住所
（所在地）」に、「 氏名 ㊟」を

「 氏名（名称及び代表者名）」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市林道管理規則の一部改正）

第18条 亀山市林道管理規則（平成17年亀山市規則第93号）

の一部を次のように改正する。

別記様式中 「住所又は所在地」を
申請者氏名又は名称 ㊟」

「申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

に改める。

（申請者が法人の場合は、記名押印してく
ださい。法人以外であっても、本人（代
表者）が署名しない場合は、記名押印し
てください。）」

(亀山市公共下水道条例施行規則の一部改正)

第 19 条 亀山市公共下水道条例施行規則 (平成 17 年亀山市規則第 98 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「住所」を「住所 (所在地) 」に、「氏名」を「氏名 (名称及び代表者名) 」に、

「 (電話) 」を

「 (電話番号) 」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改め、
本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。 」

「所有者」及び「 (施工業者) 」の次に「 (注 3) 」を加え、

「㊦」を削り、「2 変更の場合は、備考の欄に変更理由を記入してください。」を

「2 変更の場合は、備考の欄に変更理由を記入してください。」

3 法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人 (代表者) が
署名しない場合は、記名押印してください。 」

に改める。

様式第 2 号及び様式第 4 号中「住所」を「住所 (所在地) 」に、「氏名」を「氏名 (名称及び代表者名) 」に、

「 (電話) 」を

「 (電話番号) 」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。
本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。 」

様式第 5 号中「住所」を「住所 (所在地) 」に、

「氏名 ㊦」を「氏名 (名称及び代表者名) 」に、

「 (電話) 」を

「 (電話番号) 」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。
本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。 」

様式第 8 号、様式第 10 号及び様式第 11 号中「住所」を「住所 (所在地) 」に、「氏名」を「氏名 (名称及び代表者名) 」に、「 (電話) 」を

「 (電話番号) 」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。
本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。 」

様式第14号中「住所」を「住所（所在地）」に、
「氏名」を「氏名（名称及び代表者名）」に、
「（電話）」を
「（電話番号）」
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」
「指定工事店番号 第 号（電話 — —）」を
指定工事店番号 第 号（電話 — —）
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人
（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

改める。

様式第16号中「住所」を「住所（所在地）」に、
「氏名」を「氏名（名称及び代表者名）」に、
「（電話）」を
「（電話番号）」
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」
に改める。

様式第17号中「住所」を「住所（所在地）」に、
「氏名」を
「（電話）」を
「氏名（名称及び代表者名）」を
「（電話番号）」に、
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」
「代表者」を
「（電話）」を
「代表者」を
「（電話番号）」に改める。
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第18号中「住所」を「住所（所在地）」に、
「氏名」を「氏名（名称及び代表者名）」に、
「（電話）」を

「 (電話番号) に改める。
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 19 号中「住所」を「住所（所在地）」に、

「 氏名
（電話）」を

「 氏名（名称及び代表者名）
（電話番号）に、
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

「代表者
（電話）」を

「代表者
（電話）
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 20 号中「住所」を「住所（所在地）」に、

「氏名」を「氏名（名称及び代表者名）」に、

「（電話）」を

「（電話番号）
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 21 号中「住所」を「住所（所在地）」に、

「 氏名
（電話）」を

「 氏名（名称及び代表者名）
（電話番号）に、
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

「代表者
⑩
（電話）」を

「代表者
（電話）
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 2 2 号、様式第 2 3 号、様式第 2 5 号及び様式第 2 7 号
中「住所」を「住所（所在地）」に、

「氏名」を「氏名（名称及び代表者名）」に、

「（電話）」を

「（電話番号）」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、に改める。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 2 9 号中「住所」を「住所（所在地）」に、

「氏名 ㊟」を

「氏名（名称及び代表者名）」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、に改める。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 3 1 号中「住所」を「住所（所在地）」に、

「氏名

（電話）」を

「氏名（名称及び代表者名）」

（電話番号）」に、

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

「代表者 ㊟

（電話）」を

「代表者

（電話）」に改める。

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 3 3 号中「住所」を「住所（所在地）」に、

「氏名 ㊟」を「氏名（名称及び代表者名）」に、

「（電話）」を

「（電話番号）」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、に改める。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 3 6 号中「住所」を「住所（所在地）」に、

「氏名」を「氏名（名称及び代表者名）」に、

「 (電話) 」 を

「 (電話番号)

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。

本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則の一部改正)

第 2 0 条 亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則(平成17年亀山市規則第99号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、

「 電話 」 を

「 (電話番号) に、

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

「代表者 ㊟ (電話 — —) 」 を

「代表者 (電話 — —)

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。

本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第6号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、

「 電話 」 を

「 (電話番号) に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市優良宅地及び優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正)

第 2 1 条 亀山市優良宅地及び優良住宅の認定事務に関する規則(平成17年亀山市規則第103号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号、様式第6号から様式第8号までの規定及び様式第10号中「㊟」を削る。

(亀山市営住宅条例施行規則の一部改正)

第 2 2 条 亀山市営住宅条例施行規則(平成17年亀山市規則第104号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「申込者 ㊟」を

「申込者
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に、

「申請者 ㊟」を「申請者」に、

「
（生年月日
）」を

「
（生年月日
）」に改める。
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「入居者 ㊟」を「入居者」に、「電話番号」

「電話番号
を
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第3号中「㊟」を削り、「電話番号」を

「電話番号
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に、

「
（生年月日
）」を

「
（生年月日
）」に改める。
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第4号中「㊟」削り、「電話番号」を

「電話番号
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第5号中「㊟」を削り、「電話番号」を

「電話番号
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に、

「
（生年月日
）」を

「
（生年月日
）」に改める。
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第8号中「氏名 ㊟」を

「氏名
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第15号、様式第17号から様式第19号までの規定中「㊟」を削り、「電話番号」を

「電話番号
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第20号、様式第21号、様式第23号及び様式第25号
中「㊟」を削り、「電話番号」を

「電話番号 _____」に改める。
※本人（代理人）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市危険物規制規則の一部改正）

第23条 亀山市危険物規制規則（平成17年亀山市規則第115号）の一部を次のように改正する。

様式第7号から様式第12号までの規定中「印」を削る。

（亀山市狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第24条 亀山市狂犬病予防法施行細則（平成17年亀山市規則第119号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

（亀山市火災予防条例施行規則の一部改正）

第25条 亀山市火災予防条例施行規則（平成17年亀山市規則第120号）の一部を次のように改正する。

様式第21号及び様式第23号中「印」を削る。

（亀山市心身障害児童福祉手当支給条例施行規則の一部改正）

第26条 亀山市心身障害児童福祉手当支給条例施行規則（平成17年亀山市規則第125号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「 _____ 氏名 _____ ㊟」を

「 _____ 氏名 _____」に改める。
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「氏名 _____ ㊟」を

「氏名 _____」に改める。
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第5号中「 _____ 氏名 _____ ㊟」を

「 _____ 氏名 _____」に改める。
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例施行規則の一部改正）

第27条 亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例施行規則（平成

17年亀山市規則第126号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「 氏名 ㊟」を

「 氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第4号中「(受給資格者) 氏名 ㊟」を

「(受給資格者) 氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市関文化交流センター条例施行規則の一部改正)

第28条 亀山市関文化交流センター条例施行規則(平成18年亀山市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、「電話番号 _____」

を「 _____ 電話番号 _____」に改める。

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

(鈴鹿馬子唄会館条例施行規則の一部改正)

第29条 鈴鹿馬子唄会館条例施行規則(平成18年亀山市規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、「電話番号 _____」

を「 _____ 電話番号 _____」に改める。

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市自然公園条例施行規則の一部改正)

第30条 亀山市自然公園条例施行規則(平成18年亀山市規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(亀山市勤労文化会館条例施行規則の一部改正)

第31条 亀山市勤労文化会館条例施行規則(平成19年亀山市規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号中「㊤」を削る。

様式第 9 号中「㊤」を削り、

「 電話番号 () — 」

「 電話番号 () — 」

を 「 ※法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び氏名をご記入ください。 また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。 」 に改める。

（亀山市斎場条例施行規則の一部改正）

第 3 2 条 亀山市斎場条例施行規則（平成 2 1 年亀山市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 5 号中「㊤」を削る。

様式第 6 号中「 氏 名 ㊤ 」を

「 氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」 に改める。

（亀山市農林水産事業分担金条例施行規則の一部改正）

第 3 3 条 亀山市農林水産事業分担金条例施行規則（平成 2 1 年亀山市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 4 号中「㊤」を削り、

「 電話 」を

「 電話

に改める。

※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

第 3 4 条 亀山市立学校体育施設の開放に関する規則（平成 2 2 年亀山市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊤」を削る。

様式第 3 号中「氏名 ㊤」を「氏名」に改める。

様式第 4 号中「㊤」を削る。

（亀山市関まちなみ文化センター条例施行規則の一部改正）

第 3 5 条 亀山市関まちなみ文化センター条例施行規則（平成 2 2 年亀山市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号、様式第 7 号中「㊤」を

第45条 亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「㊟」及び「（注）届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、「※欄は、記入しないでください。」を「※欄は、記入しないでください。」

（注）報告者、建築主等、設計者、工事監理者、工事施工者の氏名を本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第8号中「㊟」及び「（注）届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

（亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第46条 亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号及び様式第6号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る

（亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第47条 亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式の備考中1の項を削り、2の項から4の項までを1項ずつ繰り上げる。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

（亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正）

第 4 8 条 亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
施行細則（平成 2 8 年亀山市規則第 4 号）の一部を次のように改
正する。

様式第 1 号中「㊦」を削り、同様式の備考中 1 の項を削り、 2
の項から 4 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

様式第 2 号中「㊦」を削る。

様式第 3 号中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

様式第 4 号中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

様式第 5 号中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

（亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則の一部改正）

第 4 9 条 亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則（平成 2 8 年
亀山市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式によ
る用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。